

役員会議事要録（令和5年度第3回）

1 日 時 令和5年6月27日（火）13：30～

2 場 所 本部6階 大会議室

3 出席者 藤澤学長（議長）
木戸、大村、河端、奥村、中村、吉田、柿原の各理事
オブザーバー 外村、林の各監事
松尾、喜多、眞庭、玉置、南の各副学長
陪席者 総務、企画、研究推進、財務、学務、施設の各部長 他

4 議 事

審議事項

(1) 令和4事業年度決算について

令和4事業年度決算に関する財務諸表等を文部科学省へ提出することについて、6月23日開催の経営協議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(2) 学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想「ロードマップ2023」への申請について

学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想「ロードマップ2023」へ申請することについて、6月15日開催の教育研究評議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(3) 日本学術振興会「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」の申請について
研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業へ申請することについて、6月15日開催の教育研究評議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(4) （仮称）大学都市神戸 地域連携プラットフォームの設置について

（仮称）大学都市神戸 地域連携プラットフォームの設置について、6月15日開催の教育研究評議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(5) 共同研究講座の設置について

先端バイオ工学研究センターの共同研究講座として「出光興産バイオものづくり共同研究部門」を令和5年10月1日付けで設置することについて、6月15日開催の教育研究評議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(6) 国立大学法人神戸大学特務教員称号の付与に関する要項の制定について

国立大学法人神戸大学特務教員称号の付与に関する要項を制定することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

- (7) 国立大学法人神戸大学クロスアポイントメント制に関する規則の一部改正について
クロスアポイントメント制度の適用対象者を見直すことに伴い、国立大学法人神戸大学クロスアポイントメント制に関する規則を一部改正することについて、6月23日開催の経営協議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
- (8) 第4期における大学機関別認証評価及び国立大学法人評価等のスケジュールについて
第4期における大学機関別認証評価及び国立大学法人評価等のスケジュールについて、6月15日開催の教育研究評議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
- (9) 令和6年度概算要求について
令和6年度概算要求に係る組織の廃止転換・再編成等について、6月23日開催の経営協議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
- (10) 組織の長の選考について
法学研究科長候補者について面接を実施し、「神戸大学組織の長の選考に関する人事方針」に適合していることを確認した旨説明があり、審議の結果、以下のとおり就任することを承認した。

【法学研究科長】

栗栖 薫子 教授

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日（2年間）

報告事項

- (1) 独立監査人の監査報告について
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、第19期事業年度における財務諸表等の監査結果について報告があった。
- (2) 令和4年度監事監査報告について
国立大学法人神戸大学監事監査規則第9条第1項の規定に基づき、国立大学法人神戸大学の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第19期事業年度において実施した監査結果について報告があった。
- (3) 令和5年度監事監査計画等について
令和5年度における監事監査及び内部監査の実施計画について報告があった。
- (4) 会計監査人の選任について
文部科学大臣から、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき令和5年度会計監査人として、有限責任あずさ監査法人を選任したと通知があった旨報告があった。

- (5) 第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定について
第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定について報告があった。
- (6) 中期財務計画の進捗状況について
中期財務計画の進捗状況について報告があった。
- (7) 海外の大学との学術交流協定締結について
ミュンヘン工科大学（ドイツ）と大学間学術交流協定を締結すること、及びブリュッセル自由大学（ベルギー）と Erasmus+に係る組織間合意書を締結することについて報告があった。
- (8) 教員の懲戒について
教員の懲戒について報告があった。

以上